

地域主権改革実現に向けた 基礎自治体からの意見

- 出先機関改革について
- 補助金等の一括交付金化について
- 義務付け・枠付けの見直しについて

平成23年7月7日

北九州市長 北橋 健治

(地域主権戦略会議議員)



出先機関改革について

国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子(素案)について

- ・「補完性の原則」の下、出先機関改革を推進する一方、都道府県を主体とする特例に
⇒ 地域住民により身近な基礎自治体が関与する何らかの仕組みを検討すべき

例えば・・・

①特例制度への政令市の参画

出先機関から移譲される事務の中には、政令市に密接に関わる内容も考えられる
(例 国土計画の広域地方計画、港湾整備・管理、広域防災、中小企業との連携・支援など)
このため、都道府県だけでなく、政令市の参画の可能性も柔軟に考えるべき

②広域連合のガバナンス強化としての基礎自治体の関与

ガバナンスの更なる向上の手段として、包括外部監査契約の締結だけでなく、例えば、基礎自治体の長をメンバーに含めた評議会等を設け、より地域に開かれた組織を目指してはどうか

③「丸ごと」移譲後の更なる見直し

国から都道府県への事務・権限の移譲に関連して、都道府県から市町村へ移譲すべき事務・権限の検討も必要

国と都道府県の間だけでなく、
地域住民により身近な基礎自治体の視点を活かした出先機関改革へ

補助金等の一括交付金化について(1)

「地域自主戦略交付金」について(平成23年度予算:5,120億円)

- ・本交付金を活用している都道府県からは、総額の確保・対象補助金の拡大等の改善意見が示されている。(「平成24年度地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリング」平成23.6.23)
- ・また、本市からも、制度の具体化に際して、国の事前関与や対象要件の緩和等の徹底と今後のバージョンアップについて述べた。(第8回及び第9回提出資料)

⇒上記の内容を踏まえれば、平成24年度における本交付金の予算化に関しては、まずは、既に都道府県の執行段階で指摘されている課題を解決し、自由度の向上・対象範囲の拡大に努めることが重要。(同様の課題を解決してから市町村に導入すべき)

① 国の事前関与の廃止

・内閣府と担当省庁へ、それぞれ手続を行うのはまさしく無駄であり、国のためにも地方のためにも、事務負担を減らし、手続面でも「一括」交付するということが必要ではないか。

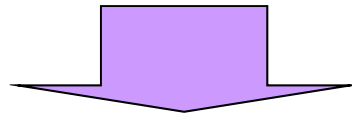
補助金等の一括交付金化について(2)

② 対象事業の拡大・対象要件の緩和

- ・対象事業を幅広くとらないと、本交付金の自由度の拡大につながらず、せつかくの現場の知恵が活かされない。
- ・例えば、自治体から、今後対象とすべき内容を公募することも考えるべき。

③ 客観的指標による配分及び継続事業への配慮

- ・総額を確保した上で、実際の行財政運営に支障が生じない仕組みとすべき。



これらの課題の解決

⇒ 「進化した一括交付金になった」と地方の実感を得ること

⇒ 市町村への導入促進につなげる

その際には、例えば、都道府県並みの権限を有し、行財政需要を抱える指定都市から先行実施することも検討してもよいのではないか。

義務付け・枠付けの見直しについて

これまでの取り組み

- ・早期成立を求めてきた1次一括法(第1次見直し)の成立により、改革の具体的な取り組みが進んだことについては、評価する。
- ・しかし、今回の法改正は、改革の最初の一步にすぎない。

今後は、改革をさらに進めていくために

- 1次一括法のうち、施設・公物設置管理基準については、政省令を踏まえたうえで条例を制定する必要があるため、地方で十分な検討ができるよう早期に政省令を示すこと
- 2次一括法案(第2次見直し)の早期成立を
- 第3次見直しについて、早期着手するとともに、さらなる見直し対象の拡大を図ること
- 地方の声を聞きながら、地方分権改革推進委員会で勧告があった項目以外の権限についても検討対象とすること